

特別定額給付金 Q A 【DV 等避難者関連】

Q 1 現在、配偶者と同居しているが経済的DVを受けており、給付金を世帯主である配偶者ではなく相談者本人が受給したいが、対象となるか。

配偶者の暴力等により避難されている方への対応は、配偶者と既に別居し生計を別に行っていることが前提とされているため、御質問の場合は対象外です。（仮に「申出書」等を提出された場合でも、世帯主に給付されることとなります。）

Q 2 DVではないが離婚に向けて別居している。給付金を世帯主である配偶者ではなく相談者本人が受給したいが、対象となるか。

今回の特別定額給付金に関する対応は、配偶者と別居し生計を別に行っていることに加えて、配偶者などの親族による暴力等が原因で避難していることが条件となっているため、離婚に向けて別居することとなった理由に「暴力等(※)」が含まれない場合は対象外です。

（仮に「申出書」等を提出された場合でも、世帯主に給付されることとなります。）

なお、別居された場合には、DV等の理由がない限り、転出届及び転入届もしくは転居届（横浜市と同じ区内での引っ越しの場合）を行っていただくことが原則となります。

令和2年4月27日現在で住民票のある住所に特別定額給付金の申請書が送付されます。

※ 暴力等：身体的なものだけではなく、精神的DVに相当する「モラハラ」、性暴力被害、貧困その他の理由が広く含まれることとされました。

Q 3 「申出書」とDV証明書等を提出すれば、特別定額給付金を確実に受け取ることができるのか。

国が定める条件を満たした形で、申出書等を提出いただいた場合には、横浜市から特別定額給付金を給付することができます。

なお、横浜市から特別定額給付金をお支払いするためには、申出書に記載していただいた住所に対して横浜市から送付する、特別定額給付金の申請書を提出していただく手続きが別に必要となります。

Q 4 申出書を提出することで、住民票上の世帯主に現在の住所や電話番号が伝わってし

もう可能性があるのではないか。

申出書を提出された場合、横浜市から住民票のある市町村に「申出者の特別定額給付金を世帯主に支給しないこと」を通知します。

通知する際には、「申出書」に記載された現在の住所や電話番号等はもちろん、横浜市や神奈川県から申出書を送られたという事実も含めて、住民票のある市町村には伝わらない仕組みとなっていますので御安心ください。

Q5 親族のうち「配偶者」の範囲はどうか。

原則として、法律上の「配偶者」となります。ただし、離婚して日が浅いなどで事情があり住民票が同一となっている場合などでは、DV防止法（※）に規定される配偶者の範囲（配偶者、離婚した元配偶者、事実上婚姻状態にある者・あった者）が対象になるとされています。

※ DV防止法：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

Q6 配偶者以外の親族（父母、子、兄弟姉妹等）からの暴力等は対象にならないのか。

対象となります。できる限りお早めに「申出書」等の提出をお願いいたします。

なお、特別定額給付金を所管する総務省から示された様々な資料や「申出書」様式などでは、4月30日までは「配偶者からの暴力」とされ、配偶者以外の親族（父母、子、兄弟姉妹等）による暴力については、明確に対象外とされていました。

しかし、5月1日に総務省から新たに示された通知では、配偶者以外も含めた「親族からの暴力や、性暴力被害、貧困その他の理由が複合的に重なる等して避難している事例」で「自宅には帰れない事情を抱えているもの」が対象になる、と変更されました。

また、同時に、基準日（4月27日）以前に発生した暴力等による避難だけではなく、「基準日の翌日以降に発生した親族からの暴力等を理由とした避難事例」も対象になるものとされ、対象が大幅に拡大されました。

Q7 対象となる「暴力」被害は、身体的なものだけか。

「暴力」はDV防止法第1条第1項に定められたものとなり、身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの）だけでなく、それに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含むこととされています。

また、申出の対象事由となる「暴力等」には、それらの「暴力」に加えて、精神的DVに相当する「モラハラ」、性暴力被害、貧困その他の理由が広く含まれることとされました。

Q8 今まで行政等のDV相談窓口へ相談をしたことがないが、今回の給付金の申請にあたり、新たに相談することはできるか。

国からは、市町村等のDV相談窓口がDVの「申出受理確認書」を発行する条件として、これまでに直接的支援（保護や面談）が行われていない場合は対象とならないと示されていますが、Q6の回答の通り、基準日の翌日以降に発生した暴力等も対象となりますので、相談をご希望される場合には、お早めに各機関にご連絡ください。

Q9 申出書と一緒に、保護命令決定書の写しやDV証明書等を提出することができない。どうすればいいか。

まずは、それらの書類なしで結構ですので、横浜市様式の「申出書」をお早めに郵送してください。その際には、必ず、「申出書」の該当箇所に「後日提出」と記載し、「本人確認書類」の写しを同封してください。

その後、それらの書類が入手できましたら、お早めに郵送をお願いします。郵送いただけない場合、お支払いに向けた手続きが進められない可能性があります。

Q10 以前住んでいた市町村等でDVの支援を受けていたが、証明書の再発行をしていると時間がかかってしまう。どうすればいいか。

まずは、それらの証明書なしで結構ですので、横浜市様式の「申出書」の「措置等の種類が『5』である場合、機関の名称及び相談の内容」欄を確実に記載した上で、「本人確認書類」の写しを同封して郵送してください。

その後、横浜市から、記載された市町村等に対して支援の履歴を確認させていただいた上で「令和2年度特別定額給付金用配偶者暴力被害申出受理確認書」を作成し、申出書に添付するように対応いたします。

Q11 申出書を提出する前や提出した後の手続き中の間に、住民票のある市町村から世帯主に対して給付がされてしまった場合、給付金を受け取ることはできないのか。

仮に、住民票のある市町村から世帯主に対して給付がされてしまった場合であっても、国が定める条件を満たした形で申出書等を提出いただいた場合には、横浜市から特別定額給付金を給付することができます。

なお、その場合、住民票のある市町村から世帯主に対して、支払われた給付金の返還を請求することとされています。

Q12 「申出書」等の提出は、郵送以外ではできないのか。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、郵送での提出をお願いいたします。

Q13 郵送する際は普通郵便でよいのか。

郵送いただく際は普通郵便でも構いませんが、重要な個人情報が含まれる書類でもありますので、横浜市役所に届いたことの確認を希望される場合には、「レターパック」等の各種サービスのご利用をご検討ください。

Q14 「申出書」は、横浜市の様式ではなく、国や県のホームページ等で公表されているものでは受け付けてもらえないのか。

国や県のホームページに掲載されている、総務省が作成した様式で提出いただいた場合、関係する市町村や各種機関に対して横浜市として情報の提供を求めることなどができないため、提出の時点で「申出書」などの書類が完全に整っていることが必要となります。

そのため、必要な書類が完全に整っていない時に、国が定める条件を満たしている場合でも手続きが進められず、特別定額給付金のお支払いに支障が出る可能性があります。

そのため、横浜市様式の「申出書」を必ず使用してくださるようお願いいたします。

Q15 配偶者から暴力を受けていたが、世帯主である配偶者が家を出ていったため、自分はそのまま住民票のある場所に住んでいる。しかし、世帯主あての郵便物はすべて転送されてしまうので申請書が配偶者に届いてしまう。申出書を提出できるか。

配偶者などの親族による暴力等が原因で避難していることが条件とされていますので、申出をされる方が住民票のある場所にお住まいの場合、原則として対象となりません。

しかしながら、ご質問のように、配偶者の暴力等が存在し別居の原因も配偶者側にある場合には、配偶者と別居し生計を別にしている事実が一定期間継続していることが確認できれば、申出書を提出していただくことができます。

なお、申出書の受付後に、申出書を提出された御本人や関係機関に状況を確認させていただいた結果、ご希望に添えない結果となる場合もございますので、あらかじめご了承ください（その場合、世帯主あての申請書だけが住民票のある場所へ送付されます）。